

生駒市条例第16号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2の前の見出し及び同条から第3条の4までの規定中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第3条の5中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「この条において」を削る。

附則第3条の6、第3条の7、第4条（見出しを含む。）及び第6条から第6条の3までの規定中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第6条の4中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「この条において」を削る。

附則第7条中「附則第16条の2の2及び第16条の2の3」を「附則第16条の2」に改める。

附則第9条中「第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項、第53項から第59項まで若しくは第61項」を「第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」に改める。

附則第10条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）
附則第15条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第
9号）附則第9条第1項」に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成
21年度から平成23年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。